

## 広島工業大学附属図書館視聴覚ライブラリー利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島工業大学附属図書館利用規程第12条第2項の規定に基づき、広島工業大学附属図書館視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）の利用に関して、必要な事項を定める。

(利用時間)

第2条 視聴覚ライブラリーを利用できる時間は、開館日のうち次のとおりとする。

(1) 通常授業期間及び期末試験期間

平日は9時から20時45分まで。

土曜日は9時から16時15分まで。

(2) 学生休業期間

平日は9時から16時45分まで。

土曜日は9時から12時15分まで（ただし、夏季休業中は除く）。

(視聴覚資料及び機器の利用)

第3条 視聴覚資料及び機器の利用は、職員の指示及び各ルーム又は各ブース備付の取扱説明書に従って、利用者が取り扱うものとする。

(利用手続)

第4条 視聴覚ライブラリーを利用しようとする者は、別に定める利用申込書を図書館3階カウンターへ提出し、職員の指示を受けるものとする。

(利用予約)

第5条 視聴覚ライブラリー利用予約は、利用申込書をカウンターへ提出し、7日前からの予約ができるものとする。ただし、予約者が予約した利用開始時間に30分以上遅刻した場合、予約は取り消されるものとする。

(利用できる視聴覚資料)

第6条 視聴覚ライブラリーにおいて利用できる視聴覚資料は、図書館資料として所蔵されている視聴覚資料（以下「所蔵視聴覚資料」という。）とする。ただし、研究又は学習に役立つ視聴覚資料については、利用者が持参して利用することもできる。

(利用制限)

第7条 利用者が同時に利用できる資料数は、原則として1回の利用時間が2時間以内で終了するタイトル数までとする。ただし、映画等で1タイトルの視聴が2時間を超える場合はそのタイトル資料の視聴が終了するまでとする。

(視聴覚資料の館外帯出)

第8条 所蔵視聴覚資料の館外帯出は認めない。ただし、教育・研究・業務遂行の目的で、教職員が学園内施設にて利用する場合は、帯出を認めるものとする。その場合、同時に帯出できる資料数は10タイトル以下、帯出期間は2週間以内とする。

(視聴覚資料の複写)

第9条 所蔵視聴覚資料の複写は許可しないものとする。

(視聴の終了)

第10条 視聴の終了後、所蔵視聴覚資料のうちテープ類は必ず巻き戻してからカウンターに返却するものとする。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、学長が決定する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、視聴覚ライブラリーの利用に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(事務)

第13条 この細則に関する事務は、附属図書館事務室が担当する。

附 則

この細則は、平成 8 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。